

## ことばをめぐる包摂と排除

[特集あとがき]

## 排除の包摂

「包摂／排除 (inclusion/exclusion)」という  
ことばをめぐる

佐野直子

さの・なおこ

学省中央教育審議会の第8期第7回・第8回教育振興基本計画部会では、「social inclusion」の訳語の不安定さ、個人側から見た時の意味の分かりにくさ<sup>4)</sup>などが指摘されており、この時点でもまだ十分に定着しているとは言えなかったことがわかる。

この概念が日本で人口に膾炙した契機は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」が、包摂性の理念を全面的に押し出していたことにあるだろう。「誰もとりのこさない (Leave no one behind)」という標語は、「社会的包摂」の理念を一言で的確に表現している。そこにあるのは強い倫理的要請であり、その過程というよりは最終目標 (SDGsのGであるGoal) を喚起しているといえる<sup>5)</sup>。こんにち、「包摂のビジョンは少しずつ統合され、社会的不平等と闘い、人々の自立を促進し、社会におけるより公正で平等な生活を追求することを目的とした、グローバルな参照点<sup>6)</sup>」になっている。

## 1. 「包摂」の到来

日本で「包摂」ということばが、論理的または数学的な概念としてではなく、社会的な概念として使用され定着してきたのはかなり最近のことである。英語の「social inclusion」の翻訳語として、「包摂」は「ソーシャル・インクルージョン」または「インクルーシブな」といった形容詞などと共に、1990年代ごろから社会福祉や教育などの分野を中心に徐々に使用され始めた。

国際的な文脈では、1994年のスペイン政府とユネスコの共催で開催された「特別ニーズ教育世界会議」で「インクルーシブ教育 (inclusive education) のアプローチ」の促進を謳う「サラマンカ声明<sup>1)</sup>」が採択されたことが、この概念が知られる大きなきっかけとなった。そして2000年代に入ると、ユネスコをはじめ、EUや国際連合など国際機関でこの概念がたびたび登場するようになる<sup>2)</sup>。

日本の行政文書としては、厚生労働省の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告が2000年に出されており、そこで「イギリスやフランスでも、『ソーシャル・インクルージョン』が一つの政策目標とされるに至っているが、これらは『つながり』の再構築に向けての歩みと理解することも可能であろう」と言及されている<sup>3)</sup>。しかし2016年の文部科

## 2. 「排除」から「包摂」へ?

このようにグローバルな課題を提示する最重要用語となった「包摂」概念について、国際連合社会経済局は2016年に『世界情勢報告2016 誰もとりのこさない：包摂的開発の必須事項<sup>7)</sup>』を刊行している。186ページに及ぶ広範なこの報告書では、第1章で「社会的包摂の概念 (The concept of social inclusion)」の確認を行なっている。そこでまず説明されるのが、「社会的排除 (social exclusion)」概念についてである。最初に社会政策の分野で「社会的排除 (exclusion sociale)」という概念が使われたのは、フランスの官僚であったルネ・ルノワールの1974年の著作であった<sup>8)</sup>。そこでは「排除された者 (les exclus)」として、「精神または身体障がい者、自殺志願者、高齢障がい者、被虐待児、薬物中毒者、非行少年、ひとり親家庭、多問題家庭、社会から取り残された人々、非社会的な人々、その他の『社会不適合者』であり、フランスの人口の10分の1を占め、脆弱でありながら福祉国家の社会保障制度の外にあるとみなされている [……]<sup>9)</sup>」と説明されているという。その一方で、この国連報告書においては、「包摂」概念がいつどこで誰によって導入さ